

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 2

許認可等の内容		病院等の開設許可
根拠法令及び条項		医療法第7条第1項
審査基準	関係条項	医療法施行規則第1条の14、第2条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の非営利性の確認と名称について（平成10年10月9日付総第28号指第63号） ・医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日付総第5号指第9号） <ul style="list-style-type: none"> 第一 開設許可の審査に当たっての確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関の開設者に関する確認事項 2 非営利性に関する確認事項 ・病院が使用許可前に構造設備を変更する場合等の手続きについて（平成10年11月27日付指第70号の2）
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集（中央法規）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 9日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）